

第 66 回会合の議論を踏まえた事務局への追加質問及び回答

問 過去、屋内配線に関する議論において、事業者を変更した際の宅内の工事が不要となるような整理を図ったと思うが、事務局に補足いただきたい。
(関口構成員)

(答)

- 戸建住宅の屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成 21 年 10 月 16 日付け情報通信審議会答申)において、当時、いわゆる「引き通し」形態で屋内配線を敷設する工事形態が広がる中で、NTT 東日本・西日本は引込線と屋内配線の工事が 1 回で済むのに対し、接続事業者は、引込線と屋内配線で工事が 2 回必要となるといった状況を回避し、NTT 東日本・西日本と接続事業者が同等の条件で競争可能な環境を整備する観点等から、「NTT 東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当」「NTT 東西の屋内配線の転用ルールを整備することが必要」と整理されたところです。
- 以上の答申に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)及び指定告示(平成 13 年総務省告示第 243 号)の改正(平成 22 年 1 月 8 日公布・施行)を行うとともに、既設屋内配線に係る工事費の設定等所要の規定の整備を行う接続約款の変更(平成 22 年 6 月 29 日情報通信行政・郵政行政審議会諮問、同年 9 月 28 日答申、同日認可)が行われました。
- これにより、接続事業者は、工事費等を支払うことにより、NTT 東日本・西日本が自社のサービスにおける利用のために設置した屋内配線等を転用できることとなりました。
- また、直近では、「競争ルールの検証に関するWG」において、接続事業者と光コラボ事業者間で事業者変更を行う際の「引込線転用」について、「可能な限り早期に実現することが適当」(同WG報告書 2022(令和 4 年 9 月 22 日公表))とされ、現在、実現に向けて事業者間協議が進められているところです。